

22長寿第2959-4号
平成22年4月9日

各特別養護老人ホーム設置者様

香川県健康福祉部長寿社会対策課長
(公印省略)

特別養護老人ホームの旧措置入所者に対する
利用者負担軽減措置の延長について

のことについて、別添のとおり厚生労働省老健局長及び同介護保険計画課長より正式に通知がありましたのでお知らせします。

この通知を受けて、これまでお知らせしてきたとおり、下記のとおりの取扱いとします。

記

・ 利用者負担及び食事負担額軽減措置の取扱いについて

これらの軽減措置は、これまでどおりの内容で、平成22年3月31日より当分の間延長する。

・ 軽減措置の認定証の取扱いについて

現在交付している認定証（有効期限が平成22年3月31日）を平成22年6月30日まで有効なものとして取扱うこととする（県内統一した取扱いとします。）。

一問合せ先一

香川県健康福祉部長寿社会対策課
基盤整備グループ 岩本
TEL:087-832-3268



老発 0331 第 1 号

平成 22 年 3 月 31 日

各都道府県知事殿



介護保険法施行法の一部を改正する法律の施行について

介護保険法施行法の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 16 号）が本日公布、施行されたところであるが、その改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

1 改正の趣旨

介護保険法の施行の日前に市町村の措置により特別養護老人ホームに入所した要介護被保険者の方に対して講じられている利用料、居住費及び食費の負担軽減措置は、平成 22 年 3 月 31 日限りで失効することとなっているが、本軽減措置の対象となる方が依然として多数にのぼることから、本軽減措置の終了によって、これらの方の施設利用の継続が困難となることのないよう、本軽減措置を延長するものである。

2 改正の内容

介護保険法の施行の日前に市町村の措置により特別養護老人ホームに入所した要介護被保険者の方に対して講じられている利用料、居住費及び食費の負担軽減措置について、有効期限を当分の間延長することとしたこと。

3 施行期日

施行期日は公布の日（平成 22 年 3 月 31 日）からであること。



(号外) 独立行政法人国営印刷局

四 次

〔法 律〕

- 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律(九)
- 市町村の合併の特別等に関する法律の一部を改正する法律(一〇)
- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律(一一)
- 地震防災対策強化地域における地盤対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律(一一一)
- 関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律(一一四)
- 雇用保険法等の一部を改正する法律(一五)
- 介護保険法施行法の一部を改正する法律(一六)
- 北朝鮮当局により拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律(一七)
- 公立高等学校に係る授業料の不徴収に関する法律(一八)

〔政 令〕

- 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住宅手当に係る控除額及び限度額を定める政令の一部を改正する政令(六九)
- 國家公務員退職手当法施行令及び行政手続法施行令の一部を改正する政令(七〇)
- 市町村の合併の特別等に関する法律の一部を改正する法律(七一)
- 予算決算及び会計令の一部を改正する政令(七二)
- 関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(七三)
- 失業者の退職手当支給規則の一部を改正する省令(同三七)
- 地方財政法施行令附則第六条第一項に規定する総務省令・財務省令で定める数値及び事項を定める省令の一部を改正する省令(総務・財務二)
- 研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令(外務五)
- 在外公館に勤務する外務公務員の休憩帰國に関する省令の一部を改正する省令(同六)
- 生鮮等牛肉及び冷凍牛内に係る関税の緊急措置の平成二十二年度第一四半期、第二四半期及び第三四半期における発動基準数量を定める件(同一一九)
- 生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置の平成二十二年度第一四半期、第二四半期及び第三四半期における発動基準数量並びに輸入数量に基づく特別緊急關稅の平成二十二年度における輸入基準数量を定める件(同一一〇) (以下次のページへ続く)
- 平成二十二年度における児童手当法及び平成二十二年度における児童手当の規定により適用する児童手当法に基づき一般事業主から徴収する拠出金に係る拠出率を定める政令(厚生労働五〇)

〔省 令〕

- 認可地縁団体が解散前の特定一般社団法人又は特定一般財團法人と同一性を有すると認められるものとして総務大臣が定める基準(総務二)(七七)
- 市町村の合併を推進するための自主的な市町村の合併を推進する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同二六)
- 失業者の退職手当支給規則の一部を改正する省令(同二七)
- 海岸、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設及び漁港に係る公共土木施設災害復旧事業費國庫負担法を施行する省令の一部を改正する省令(農林水産二七)
- 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する法律施行規則(同五二)
- 海上、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設及び漁港に係る公共土木施設災害復旧事業費國庫負担法を施行する省令の一部を改正する省令(同五三)
- 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律施行規則(同五四)
- 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律施行規則(同五五)

〔告 示〕

- 認可地縁団体が解散前の特定一般社団法人又は特定一般財團法人と同一性を有すると認められるものとして総務大臣が定める基準(総務二)(七七)
- 市町村の合併を推進する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同二六)
- 失業者の退職手当支給規則の一部を改正する省令(同二七)
- 海岸、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設及び漁港に係る公共土木施設災害復旧事業費國庫負担法を施行する省令(同二七)
- 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する法律施行規則(同五二)
- 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律施行規則(同五三)
- 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律施行規則(同五四)
- 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律施行規則(同五五)
- 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令(財務二七)
- 本日公布された法令の「あらま」は次のページに掲載されています。

施行期日

この法律は、平成二十二年四月一日から施行することとした。ただし、法律の有効期限に関する規定については、公布の日から施行することとした。

◇裁判所職員定員法の一部を改正する法律(法律

第一一〇号)(法務省) 判事の員数を六五人増加することとした。(第一条関係)

この法律は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

◇地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律(法律第一一〇号)(内閣府本部)

この法律は、平成二十二年四月一日から施行することとした。(附則第一条第二項関係)

◇地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律(法律第一一〇号)(内閣府本部)

この法律は、平成二十二年四月一日から施行することとした。(附則第一条第二項関係)

◇雇用保険法の一部を改正する法律(法律第一一〇号)(厚生労働省)

この法律は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

◇関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律(法律第一一〇号)(財務省)

この法律は、平成二十二年三月三十日以後に適用期限が到来する暫定関税率並びに農産品に係る特別緊急関税率及び牛肉又は豚肉等に係る関税の緊急措置について、これらの適用期限を一年延長する等所要の改正を行うこととした。(関税暫定措置法第二条及び第七条の三~第七条の六等関係)

2 水際取締り強化等のための罰則水準の見直し

輸出してはならない貨物を輸出する罪、輸入してはならない貨物を輸入する罪及び輸入してはならない貨物を保税地盤に置く等の罪に係る罰則水準を引き上げることとした。(関税法第一一〇号)

税法第一〇八条の四 第一〇九条及び第一〇九条の二(関係)

関税を免れる等の罪に係る罰則水準を引き上げることとした。(関税法第一一〇号)

3 違規貨物の運搬等をする罪に係る罰則水準(関係)

罰則の員数を二〇人減少することとした。

4 認定事業者(AEO)制度の整備

保税施設場の許可の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出及び認定通関業者の認定を受けている必要がなくなった旨の届出に係る規定を整備することとした。(関税法第五一条の二及び第七九条の三関係)

5 この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成二十二年四月一日から施行することとした。

6 株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正する法律(法律第一一〇号)(財務省)

この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成二十二年四月一日から施行することとした。

7 一般被保険者の要件の見直し

雇用保険の適用除外の範囲を二二日以上から三日までとすることとした。(附則第一

8 雇用保険法等の一部を改正する法律(法律第一一〇号)(厚生労働省)

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

9 関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律(法律第一一〇号)(財務省)

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

10 暫定関税率等の適用期限の延長等

平成二十二年三月三十日以後に適用期限が到来する暫定関税率並びに農産品に係る特別緊急関税率及び牛肉又は豚肉等に係る関税の緊急措置について、これらの適用期限を一年延長する等所要の改正を行うこととした。(関税暫定措置法第二条及び第七条の三~第七条の六等関係)

回 一週間の所定労働時間が二〇時間以上であつて厚生労働大臣の定める時間数未満である者

は、毎日雇用される者は三〇日以内の期間を定めて雇用される者が、同一の事業主の適用事業に就業して三日以上雇用されたときは、公共職業安定所長の認可を受けた場合は除き、曰雇労働者は該当しないこととした。(第四二条及び第四三条関係)

3 事業主が被保険者資格取得の届出を行なわなかつたことにより、雇用保険に未加入とされた者について、二年以上前の時期に、以金から雇用保険料を免除されていたことが確認された場合には、事業主が届出を行なわなかつたことにより所定給付日数が短くなる不利益が生じないようにするため、現行制度において割及可能な二年を超えて割及して適用できることとした。(第四二条及び第二二条関係)

4 特例納付保険料の納付等

二年を超える違反適用の対象となつた者は雇用している事業者が、事業開始時に必要な保険料の納付を行つていなかつた場合においても、保険料の徴収時効である二年経過後に生じたが本邦に永住する場合は、当該第三國被保険者等に対する内閣府令で定めるところにより、これらの者の自立を促進し、生活基盤の再構築は被保険者の負担を軽減するため、拉致被害者等給付金を一〇%を限度として、毎月支給することとした。(第五条第一項関係)

5 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律(法律第一八号)(文部科学省)

この法律は、公布の日から施行することとした。

6 現下の失業情勢に対応した雇用対策の実現に必要な財源を確保するため、平成二十二年度における雇用保険事業の保険料率については、強力条項の規定は適用せず、原則の千分の三・五とすることとした。(附則第一

7 雇用保険料に関する暫定措置

扶助会計に関する法律の一部改正関係

8 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律(法律第一八号)(文部科学省)

この法律は、公立高等学校について授業料を徴収しないこととするとともに、公立高等学校以外の高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができる」と規定する。これによれば、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする」とした。(第一条関係)

9 二〇条の三(関係)

この法律は、一部の規定を除き、平成二十二年四月一日から施行することとした。

10 介護保険法施行法の一部を改正する法律(法律第六四号)(厚生労働省)

介護保険法の施行の日前に市町村の措置により特別養護老人ホームに入所した要介護被保険者に対して認定基準について当該経過措置の期間を当分の間延長することとした。(第一三三条関係)

11 この法律は、公布の日から施行することとした。

12 この法律は、公布の日から施行することとした。

13 四箇月以内の期間を定めて雇用される者

は、四箇月以内の期間を定めて雇用される者

(適用除外に該当する経過措置)

「この法律の施行の日（以下「施行日」といふ。前に被保険者となり、かつ、引き続き施行日まで同一の事業主の適用事業に雇用されている者については、第一条の規定による改正後の雇用保険法（附則第四条において「新法」という。第六条第一項から第五項までの規定は、施行日以後引き続き当該適用事業に雇用されている間は、適用しない。）」

（短期雇用特別被保険者に関する経過措置）

第三条 第一条の規定による改正前の雇用保険法（短期雇用特別被保険者に関する経過措置）

（被保険者期間及び算定基礎期間に関する経過措置）

第四条 新法第十四条第一項第一号及び第二十二号第五項の規定は、離職の日が附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日以後である者について適用する。

第五条 労働者災害補償保険法の一部を次のように改定する。

第一条 労働者災害補償保険法の一部を次のように改定する。

第二条 第二十九条を「第二十七条 第十九条 第三十条」に改める。

第三十一条第一項第一号中「第二十一条第一項」を「第二十七条第一項」に改め、同条第一項ただし書中「第二十二条の二第三項」を「第二十二条の二第三項」に改め、同条第四項中「第二十六条 第二十八条 第二十九条」を「第二十六条 第二十八条 第二十九条」に改める。

第十七条 第十九条 第三十条に改める。

第六条 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改定する。

第七条 第七条第一項中「第二十七条」を「第二十八号」に改める。

（国家公務員退職手当法の一部改正）

第七条 第八百八十二号の一部を次のように改定する。

第十一条第六項及び第七項中「第三十八条第一項各号のいずれか」を「第三十八条第一項に規定する短期雇用特別被保険者に改め、同条第十五項及び第十一項中「第五十六条の二」を「第五十六条の三」に改める。

(国家公務員退職手当法の一一部改正に伴う経過措置)

第八条 施行日前に国家公務員退職手当法第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。以下この条において同じ。）であつた者であつて、退職の日が施行日前であるもの及び施行日の前日において職員であつて、施行日以後引き続き職員であるものに対する前条の規定による改正後の同法第十一条第六項及び第七項の規定の適用については、

（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働者災害補償保険法の一部に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第九条 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働者災害補償保険法の一部に規定する法律（昭和四十四年法律第八十五号）等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）の一部を次のように改定する。

第十条 第十九条第三項中「第二十六号から第二十九号まで」を「第二十七号から第三十条まで」に改め、同項の表附則第十二条の項中「第二十七号第一項」を「第二十八号第一項」に改める。（賃金の支払の確保等に関する法律の一部改正）

第十二条 第二十九条を「第二十七条第一項」に改め、同条第三項中「第二十一条第一項」を「第二十二条の二第三項」に改め、同条第四項中「第二十六条 第二十八条 第二十九条」に改め、同条第一項を「第二十七条第一項」に改め、同条第三項中「第二十六号」を「第二十七号」に改め、同条第一項を「第二十八号第一項」に改め。（石綿による健康被害の救済に関する法律の一部改正）

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十二条 社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十六号）の一部に限り「当分の間」を改め、同条第五項中「平成十七年十月一日から平成二十一年三月三十日までの間」を「当分の間」に改める。

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する）

第十五条 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第一百四十三号）の一部を次のように改定する。

第十六条 第五条第一項中「五年」を「十年」に改める。

（北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する）

第十七条 第五条第一項中「五年」を「十年」に改める。

（北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する）

第十八条 第五条第一項中「五年」を「十年」に改める。

（北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する）

第十九条 第五条第一項中「五年」を「十年」に改める。

（北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する）

第二十条 第五条第一項中「五年」を「十年」に改める。

（北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する）

第二十一条 第五条第一項中「五年」を「十年」に改める。

（北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する）

第二十二条 第五条第一項中「五年」を「十年」に改める。

（北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する）

第二十三条 第五条第一項中「五年」を「十年」に改める。

（北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する）

第二十四条 第五条第一項中「五年」を「十年」に改める。

（北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する）

第二十五条 第五条第一項中「五年」を「十年」に改める。

（北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する）

第二十六条 第五条第一項中「五年」を「十年」に改める。

（北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する）

第二十七条 第五条第一項中「五年」を「十年」に改める。

（北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する）

第二十八条 第五条第一項中「五年」を「十年」に改める。

（北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する）

第二十九条 第五条第一項中「五年」を「十年」に改める。

（北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する）

（内閣総理大臣 鳥山由紀夫）



老介発 0331 第 1 号

平成 22 年 3 月 31 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局介護保険計画課長



旧措置入所者に係る利用者負担の減免を証する書面の有効期限について

介護保険法施行法の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 16 号）が本日公布、施行されたところである。

介護保険法施行法（平成 9 年法律第 124 号）第 13 条に規定する旧措置入所者に係る利用者負担の減免を証する書面の有効期限の取扱いについては、「高額介護サービス費等の支給並びに食費及び居住費等の負担限度額認定等の運用について」（平成 17 年 9 月 8 日老介第 1 号厚生労働省老健局介護保険課長通知）においてお示ししているが、平成 22 年度における取扱いの特例については下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

平成 21 年度に市町村が交付した旧措置入所者の介護保険特定負担限度額認定証及び介護保険利用者負担額減額・免除等認定証において、改正前の介護保険法施行法第 13 条に規定する経過措置期間の終了を見込み、有効期限の記載を平成 22 年 3 月 31 日までとしている場合であっても、旧措置入所者に係る認定証については、平成 22 年 6 月 30 日まで有効なものとして取り扱って差し支えないこととする。